

派遣労働ハンドブック



東京都産業労働局

はじめに

厚生労働省の「労働者派遣事業報告」によると、派遣労働者数は全国で約 157 万人となっています（令和元年 6 月 1 日現在）。昭和 60 年に法制化された「派遣」という働き方は、それから 30 年以上の時を経て、既に労使双方から広く認知され、世の中に十分に浸透しているといえるでしょう。

しかし、雇用と使用が分離するという派遣労働の特殊性や、一時的な労働力の供給形態であるという派遣労働の位置づけなどから、例えば、いわゆるリーマンショック時の「派遣切り」などの雇用の安定の問題が発生したり、適切な労働条件・待遇が確保されない等のトラブルが発生したりしていることも事実です。

また、労働者派遣法は、制定後、規制緩和・規制強化両面の手直しが断続的に行われてきました。近年では、平成 27 年に派遣期間上限の考え方等が大幅に改正され、平成 30 年にも均等・均衡待遇（いわゆる「同一労働同一賃金」）を実現するための新たな改正が行われるなど、今後の派遣労働者の労働条件や派遣労働の活用の方向性などが大幅に変化する段階を迎えています。このように派遣労働・派遣労働者を取り巻く情勢に大きな変化のある時期であるからこそ、労使双方が法令に関する最新かつ正確な知識を持ち、それを適切な対応に結び付けることが重要です。

そこで、東京都では、派遣労働に関わる法律・制度を体系的に知っていただく冊子を作成しました。冊子前半では、派遣で働く際に必要となる法律や制度を Q & A 形式で簡潔に解説し、冊子後半では、法律や各制度の詳細な説明を掲載しました。

この冊子を手がかりに、派遣労働に関する基本を理解していただくとともに、労働者派遣法や派遣元指針・派遣先指針などについての認識を深め、派遣労働に関わるトラブルの防止に役立てていただければ幸いです。

なお、本冊子の作成にあたりましては、東京労働局需給調整事業部の皆さまに多大なるご尽力を賜りました。この場を借りて御礼申し上げます。

令和 3 年 3 月

東京都産業労働局雇用就業部労働環境課

目 次

第1部 派遣労働Q&A

Q1	派遣労働者とは、どのような働き方をする労働者なのですか？	6
Q2	「派遣」と「請負」は何が違うのでしょうか？	8
Q3	派遣で働くことができないのは、どのような場合でしょうか？	10
Q4	同じ派遣先で何年間でも派遣社員として働くことができますか？	11
Q5	法律に違反する労働者派遣が行われた場合、どのようになるのでしょうか？	13
Q6	6か月間派遣社員として働けば、正社員になることができる制度がある そうですが、本当ですか？	14
Q7	派遣会社に登録したいと思っています。どのようなことに気をつけて 派遣会社を選べばよいのでしょうか？	16
Q8	派遣会社へ登録しましたが、なかなか仕事を紹介してもらえません。 複数の派遣会社へ登録してもよいのでしょうか？	17
Q9	派遣元からの質問には、どのようなことでも答えなければならないの でしょうか？	18
Q10	派遣元から「勤務を始める前に、あらかじめ派遣先と『打ち合わせ』 をしておいたほうがよいのではないか？」と言われました。	19
Q11	契約内容以外の業務であっても、派遣先からの指示には従わなければ ならないのでしょうか？	20
Q12	派遣先の正社員と同じ仕事をしているのに、給料などの待遇は正社員 よりかなり悪いように思います。	21
Q13	「無期転換ルール」という言葉を聞いたことがあるのですが、派遣でも 利用できる制度なののでしょうか？	22
Q14	派遣で通算3年間働くことが決まりましたが、その後はどうなるので しょうか？	22
Q15	派遣で働いていてトラブルが起きたときには、誰に相談したらよいので しょうか？	23

第2部 「労働者派遣事業関係業務取扱要領」からみる労働者派遣法の概要

第1章	はじめに	26
-----	------	----

第2章 労働者派遣と労働者派遣法

1	労働者派遣・派遣労働とは	27
2	労働者派遣法とは	28
3	労働者派遣と類似した三者関係	28
4	紹介予定派遣	31

第3章 労働者派遣に関わる義務とその違反

1	派遣法上の義務・講ずべき措置	34
2	個人情報の取扱い	35
3	派遣法違反の場合の効果	36
4	労働契約申込みみなし制度	37
5	派遣法以外の義務	38

第4章 禁止・制限される派遣態様

1	派遣禁止業務	40
2	日雇派遣の禁止	40
3	「専ら」派遣の禁止	41
4	グループ企業内派遣の8割規制	41
5	離職後1年以内の労働者の派遣禁止	41

6	派遣の期間制限	42
7	雇用安定化措置等	45
第5章 許可制		
1	許可制への一本化	48
2	許可の要件・手続き	48
3	無許可派遣	48
第6章 労働者派遣契約		
1	労働者派遣契約の内容の規制	49
2	労働者派遣契約を締結する際の手続き等	49
3	労働者派遣契約の解除・終了	50
第7章 派遣労働者の労働条件・待遇		
1	派遣労働者の労働条件・待遇の決め方	52
2	均等・均衡待遇等—平成30年改正	54
3	適正な派遣就業の確保	61
4	労働条件・待遇などの明示・説明	61
5	派遣労働契約の期間について	64
6	賃金	65
7	労働時間、休日、休憩	67
8	年次有給休暇	70
9	女性（性別）、育児・介護に関する法律	71
10	教育訓練・キャリアアップ措置	74
11	苦情の処理・裁判外紛争解決手続	76
12	雇用管理・責任体制の確立	78
13	安全衛生	79
14	職場におけるハラスメント対策	80
15	派遣労働契約の終了	81
16	労働保険・社会保険の適用	85
第8章 労働組合		
1	労働組合と団結権等	86
2	派遣先の労働組合法上の「使用者」性	86
行政機関案内		88

この冊子では、一般的に用いられる（あるいは、厚生労働省が用いている）法令等の略称を用いています。また、労働者派遣関係の法令等については、以下のような略称を用いることがあります。

労働者派遣法	法、派遣法
労働者派遣法施行令（政令）	令
労働者派遣法施行規則（省令）	規則、則
派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針	元指針、派遣元指針
派遣先事業主が講ずべき措置に関する指針	先指針、派遣先指針
労働者派遣事業関係業務取扱要領	要領

※この冊子の内容は、基本的に令和3年2月現在で公になっている情報により作成しています。また、規則・指針等の条号は、令和3年4月1日施行までの改正内容を反映して記載しています。